

# 専門実践教育訓練の教育訓練給付金制度とは

教育訓練給付制度とは、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給されるものです。

給付金の対象となる教育訓練は、そのレベル等に応じて、「**専門実践教育訓練**」、「**特定一般教育訓練**」、「**一般教育訓練**」の 3種類があります。  
Certificate Program in TESOL(履修証明プログラム) は2022年4月1日付にて、専門実践教育訓練の講座指定を受けました。

\*MA TESOL Programは単位従量制のため、専門実践教育訓練給付金の対象にはなりません。

【厚生労働省】教育訓練給付制度のご案内・専門実践教育訓練給付制度のご案内より抜粋

- 専門実践教育訓練給付金は各自申請していただくものになります。
- 受給資格や細かな支給要件期間の算出などは、一人一人異なりますので必ずお住まいの住所を管轄する「ハローワーク」で事前にご確認ください。
- 教育訓練給付金受給資格確認表に記載する内容は明示書でご確認できます。

## ➤ 受給資格・対象者

注) 制度、申請手続き、必要書類については、変更になることがありますので、必ず厚生労働省、ハローワークのHP等で最新の情報を確認してください。

### 初めて受給する場合

受講開始日前までに通算2年以上の雇用保険の被保険者期間を有し、在職中または離職後（一般被保険者資格を喪失して）1年以内の方

### 2回目以降として受給する場合

前回の受講開始日から次の専門実践教育訓練の受講開始日前までに、通算して3年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方

※ただし、平成26年10月1日以降に教育訓練 給付の支給を受けている場合、前回の支給日 から今回の受講開始日までに3年以上経過している必要があります。

## ➤ 給付金支給内容・金額

専門実践教育訓練給付金の支給額は、**教育訓練経費の50%（年間上限40万円）**となります。また、専門実践教育訓練の修了後1年以内に、目標として設定した資格を取得等し、雇用保険の被保険者となる就職をした場合は、**教育訓練経費の70%（年間上限56万円）**で専門実践教育訓練給付金を再計算し、既支給分の差額を支給します（**追加支給20%**）。

- 支給を受けるためには、厚生労働省の定める支給要件をみたとともに、本学の受講認定基準を満たしている事が必用になります。
- 給付金最大支給額(教育訓練経費の70%)を受給する為には1年で本学プログラムを修了する必要があります。

## ▶ 給付手続き(受講前・受講中・修了後)

### 1. 受講前の申請

手続きに関しましてはご自身の住所を管轄するハローワークにて受講開始日(開講日)の**1か月前まで**に行ってください。本学プログラムの受講開始日は、**春学期(4/1~)**、**秋学期(9/16~)**になります。

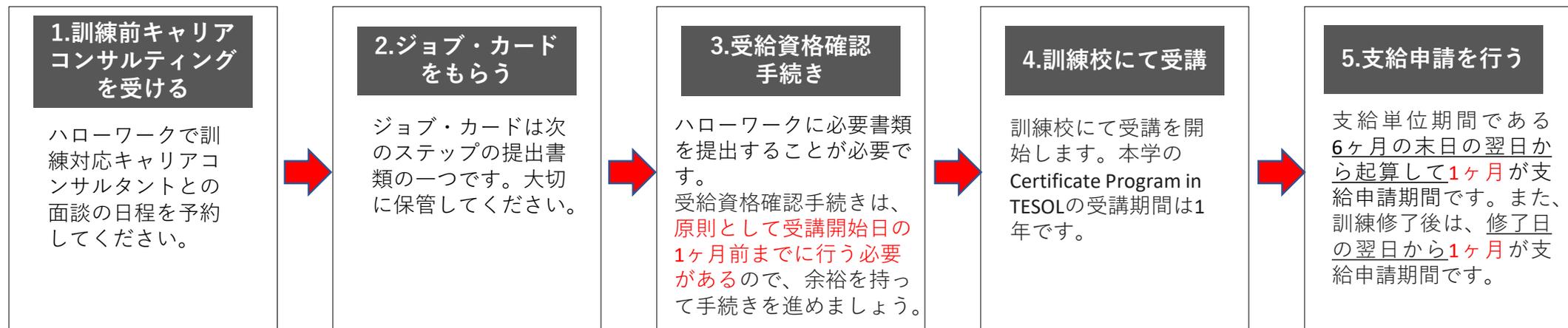
### 2. 受講中の申請

受講開始日から6ヶ月ごとの期間(支給単位期間)の末日の翌日から起算して、1か月以内に自身の住所を管轄しているハローワークへの支給申請を行ってください。(たとえば、4月1日に受講開始した場合、10月1日から10月31日が支給申請期間となります。)

### 3. 修了後の申請

受講を修了した時は、受講終了日の翌日から起算して1か月以内が支給申請期間です。「追加支給」を受けることができるのは、修了した日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用されている場合です。(被保険者として雇用されている方は、本学履修証明プログラム(専門実践教育訓練)を修了した日の翌日から1か月以内の申請が必要になります。)

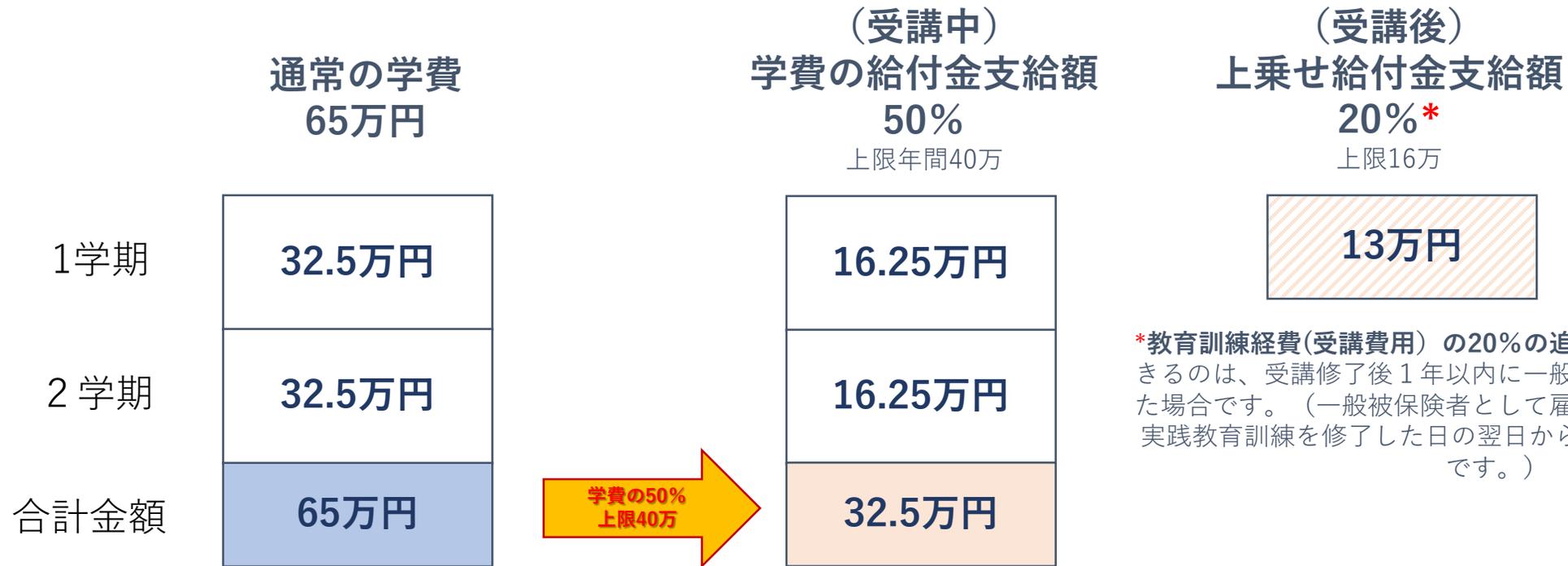
## ▶ 専門実践教育訓練給付金が給付されるまでに必要なステップ



➤ **必要な書類**（詳しくは住居所を管轄するハローワークにお問い合わせください。）

受給資格確認手続きでの提出書類	支給申請での提出書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票（ハローワーク等で配布）</li> <li>② ジョブ・カード（訓練前キャリアコンサルティングでの発行から1年以内のもの）</li> <li>③ 本人・住所確認書類（コピー不可）</li> <li>④ 個人番号（マイナンバー）確認書類及び身元（実在）確認書類</li> <li>⑤ 雇用保険被保険者証（雇用保険受給資格者証でも可）</li> <li>⑥ 教育訓練給付適用対象期間延長通知書*（適用対象期間の延長をしていた場合に必要です）</li> <li>⑦ 写真2枚（最近の写真、正面上三分身、縦3.0cm×横2.4cm）</li> <li>⑧ 払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード（郵送の場合は、金融機関名、支店名、口座番号、申請者氏名がわかる面のコピー）（一部指定できない金融機関があります）</li> <li>⑨ 郵送による申請（やむを得ない理由があると認められた場合に限り）の場合は、証明書などの添付書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 専門実践教育訓練に関する教育訓練給付金支給申請書（6か月ごとに指定教育訓練実施者から交付されます）</li> <li>② 専門実践教育訓練の受講証明書または修了証明書（受講証明書については、指定教育訓練実施者が定める受講認定基準に基づき受講修了の見込みのある方に対して6か月ごとに交付されます。また、修了証明書は上記の受講認定基準に基づき受講修了した方に交付されます。いずれも指定教育訓練実施者から交付されます）</li> <li>③ 教育訓練給付金受給資格者証（受給資格確認手続きを行うとハローワークで交付されます）</li> <li>④ 領収書（受講者本人が納付した教育訓練経費について、指定教育訓練実施者が発行します）</li> <li>⑤ その他、還付金を受けた、またはクレジット払いなどの場合には、その事実を証明する書類</li> <li>⑥ 教育訓練経費等確認書</li> <li>⑦ 資格取得等したことにより支給申請する場合は、資格取得等を証明する書類</li> <li>⑧ <a href="#">専門実践教育訓練給付最終受給時報告</a>（最後の支給単位期間について給付金を受ける場合に必要）</li> <li>⑨ <a href="#">専門実践教育訓練給付追加給付申請時報告</a>（修了後、資格取得等したことにより支給申請した場合に必要）</li> </ul>
<p>* <a href="https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000163256.pdf">https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000163256.pdf</a>（厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク）</p>	<p>①～⑦〔厚生労働省HP〕Q&amp;A～専門実践教育訓練給付金～より抜粋</p>

# Certificate Program in TESOL（履修証明プログラム）の給付額



\*教育訓練経費(受講費用)の20%の追加支給を受けることができるのは、受講修了後1年以内に一般被保険者として雇用された場合です。(一般被保険者として雇用されている方は、専門実践教育訓練を修了した日の翌日から1か月以内の申請が必須です。)



$$\boxed{65\text{万円}} - \boxed{32.5\text{万円}} - \boxed{13\text{万円}} = \boxed{19.5\text{万円}}$$

(通常の学費)

(受講中給付金)

(受講後給付金) \*

**給付金最大支給時の学費合計**

## ➤ 参考資料

[厚生労働省HP] 教育訓練給付制度

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html)

[厚生労働省PDF] 教育訓練給付制度のご案内

<https://www.mhlw.go.jp/content/000800408.pdf>

[厚生労働省PDF] 専門実践教育訓練の給付金のご案内

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/senmonjissenkyouikukunrennokyuuhunogoannai.pdf>

[厚生労働省HP] Q&A ~専門実践教育訓練給付金~

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197058.html>